

令和7年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和7年12月8日（月曜日）

---

○議事日程（第2号）

令和7年12月8日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第64号 尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の  
制定について
- 日程第 3 議案第65号 尾鷲市駐車場条例の制定について
- 日程第 4 議案第66号 尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第67号 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 6 議案第68号 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第69号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 8 議案第70号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正  
について
- 日程第 9 議案第71号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例等の一部改正につ  
いて
- 日程第11 議案第73号 令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議  
決について
- 日程第12 議案第74号 令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予  
算（第3号）の議決について
- 日程第13 議案第75号 令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）  
の議決について
- 日程第14 議案第76号 令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）  
の議決について  
（質疑、委員会付託）
- 日程第15 一般質問

○出席議員（10名）

1番	小川公明	議員	2番	西川守哉	議員
3番	野田憲司	議員	4番	入田真嘉	議員
5番	佐々木康次	議員	6番	中井勇氣	議員
7番	南靖久	議員	8番	仲明	議員
9番	中村文子	議員	10番	西野雄樹	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長	加藤千速	君
副市長	下村新吾	君
会計管理者兼会計課長	小川隆子	君
政策調整課長	三鬼望	君
政策調整課調整監	後藤健太郎	君
政策調整課調整監	西村美克	君
総務課長	森本眞明	君
財政課長	岩本功	君
防災危機管理課長	大和秀成	君
税務課長	三鬼基史	君
市民サービス課長	湯浅大紀	君
福祉保健課長	山口修史	君
福祉保健課参事	丸田智則	君
環境課長	山本容孝	君
商工観光課長	濱田一多朗	君
水産農林課長	芝山有朋	君
水産農林課参事	千種正則	君
建設課長	塩津敦史	君
建設課参事	上村元樹	君
水道部長	神保崇	君
尾鷲総合病院事務長	竹平專作	君
尾鷲総合病院総務課長	高濱宏之	君

教 育 長	田 中 利 保 君
教育委員会教育総務課長	柳 田 幸 嗣 君
教育委員会生涯学習課長	世 古 基 次 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡 邊 史 次 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君
監 査 委 員 事 務 局 長	北 村 英 之 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱 野 敏 明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	世 古 紋 加

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番、仲明議員、9番、中村文子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」から日程第14、議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題の13議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております13議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の13議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第15、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順番により、最初に、8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） おはようございます。

今回は、「尾鷲の漁業」と国の水産白書、「令和6年度水産の動向」などを基に、水産業について一般質問をいたします。

本市の第1次産業の水産業は、林業とともに豊かな自然である海、山に囲まれた環境の中で古くから営まれ、多種多様な水産物の供給に貢献し、定置網漁業、刺し網漁業、一本釣り漁業、マダイ等魚類養殖業などが現在まで継承されております。

国の水産の動向では、令和6年の平均気温は統計開始以降最も高く、近年、気温の上昇、海水温や海面水位の上昇、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等気候変動の影響や、我が国の南岸を流れる黒潮が紀伊半島から東海沖で大きく離岸して流れる状態が続く黒潮大蛇行は平成29年に発生してから蛇行状態が継続し、令和6年12月には継続期間が7年5か月と、昭和40年以降では継続期間が最も長い大蛇行となり、こうした海洋環境の変化の影響により、これまで取れていた魚が取れない、これまで取れなかった魚が取れるという変化が生じ、漁業、水産加工業等の水産関係者に加え、消費者にも影響を及ぼしております。

具体的には、海水温の上昇、海流の変化等により、サンマ、スルメイカ、サケといった主要魚種の不漁が長期化しており、これらの魚種に多くを依存する漁業、水産加工業等の経営に大きな影響を及ぼしております。

また、海草や海藻が繁茂する藻場は水産生物の産卵場、幼稚仔魚等の生息場等を提供するなど、大きな役割を果たしている藻場等への影響については、近年、海洋環境の変化による衰退が指摘されております。

具体的には、高水温等により海藻が枯れてしまうことで大幅な藻場の衰退、降水量の増加に伴う海中の懸濁物質や堆積物が増加し、海藻の生育の阻害や藻体の埋没が懸念され、藻場が衰退することにより、イセエビやアワビ類など、藻場を生息場や餌場とする水産生物の漁獲量の減少が報告をされております。

このような状況を踏まえ、国の水産の動向では、「海洋環境の変化による水産業への影響と対応」を特集のテーマとして、その変化に対応するための取組や施策等について記述をされております。

「尾鷲の漁業令和5年版」は、尾鷲市産業経済の動向から始まり、漁業経営、漁場と環境、漁業振興、漁業生産、資料編で編成され、特に資料編では、令和5

年の海面養殖業・海面漁業漁獲量と生産額、海面養殖業の経営体と生産量及び生産額、推移表では、平成元年からの漁獲量、生産額の推移、種苗放流実績、漁場整備実績、漁港建設事業実績などで漁業生産等のデータを収集、詳細に編集されています。各漁業協同組合から送られてくる「水揚月報」の集計と編集作業にまずは敬意を表します。

「尾鷲の漁業」について一部見ていきます。

漁業就業者数を見ると、平成2年国勢調査時の漁業就業者数は1,032人で、令和2年では5年前の前回調査から30.9%減少し、246人となっております。

漁業経営体では、刺し網漁業が37.5%で最も多く、一本釣り漁業が18.1%、定置網漁業が12.5%、魚類養殖業のマダイ養殖が9.6%で、それ以外の養殖業も含めると16%となり、本市の主要産業となっております。

組合員数は644人で、そのうち正組合員数は185人、漁業組合としては平成30年9月に、市内の漁協は全て三重外湾漁協に合併をされております。

漁業生産では、昭和56年以降減少傾向にあり、令和5年の漁業生産（属地）では、一般海面、魚類養殖を合わせて2,824トン、19億5,700万円となり、生産量での内訳は、定置網漁業が1,520トンが最も多く全体の53.8%を占め、続いて、魚類養殖が804トン、その他の釣りの171トンとなっております。

管内の大型定置網の水揚げにおいて大きなウエートを占めるブリ類は644トンで、前年1,437.9トンを55.2%下回っています。

一本釣り漁業のカツオ船は昭和50年代には管内所属船が19隻ありましたが、現在では1隻のみとなり、尾鷲魚市場に水揚げされるカツオの大半が地区外船によるものでございます。

刺し網漁業のイセエビ漁獲量は、前年を21.6%下回る8.5トンで、水揚げ高は23%の減となりました。

魚類養殖業では、全国的な養殖魚の生産増等により浜値の低迷と、養殖用餌料価格の上昇が続く厳しい経営が続く、令和5年には13経営体となり、昨年より減少しております。

尾鷲魚市場の水揚げ量と水揚げ額の推移を見ると、平成元年では1万1,574トン、22億3,326万円。令和5年では1,423トンとなり、7億6,984万円。水揚げ量の減少とともに、水揚げ額も10億円を下回っています。

海面養殖業の推移では、尾鷲市全体で平成元年には漁獲量5,248トン、生産額69億1,826万円でありましたが、令和5年では漁獲量804トン、生産額8億5,979万円と減額しております。

以上が「尾鷲の漁業」に記述された漁獲量等であります。海水温の上昇、黒潮蛇行、藻場の衰退などによる複合的な海洋環境の変化等により、漁獲量の減少、漁獲魚種の変化、海面養殖業の経営体の減少などが進行しております。このことから、市内の水産業は大変厳しい状況がうかがえます。

水産業の現状をどのように捉えているのか、また、市政の重要課題である水産業を再生するための政策と支援について、市長の考えをお聞きいたします。

次に、国の海洋環境の変化に対応するための取組として、「藻場の造成等の漁場再生等の取組」が報告をされております。藻場の保全活動は全国沿岸で実施されておりますが、実効性のある効率的なものになるよう基本的な考え方として、ハード、ソフトが一体となった対策等を記した「藻場・干潟ビジョン」を取りまとめた藻場保全・創造対策を推進しております。

この改訂ビジョンには、四つの視点を重視しつつ、各海域環境に的確に対応した対策を実施していくことを提示しております。一つは、的確な衰退要因の把握、次に、ハード、ソフトが一体となった広域的対策の実施、さらに、新たな知見の積極的導入、そして、自治体中心による実施体制の構築と漁業者等の自主管理、成果の発信等であります。

国のビジョンに基づき、全国80の各地域で藻場・干潟ビジョンが策定をされております。

本市では長年、ハード、ソフトの藻場造成事業に取り組み、近年では各地区藻場再生協議会でウニの除去に取り組み、モニタリング潜水調査などが実施されております。専門的な知識と藻場再生のノウハウを十分に獲得されていると思っております。

三重県においてもこのビジョンが策定されていると思いますが、本市の海洋環境に適応したビジョンになっているのか、三重県の支援体制はあるのか、さらに、今後の藻場再生の本市の取組についてお聞きをいたします。

壇上での質問は以上であります。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問に対しまして、順次お答えさせてい

たきます。

現在置かれております水産業の大変厳しい状況につきましては、議員御指摘のとおり、私といたしましても全く同感でございます。議員からは平成元年との比較により御説明いただいたところではありますが、私もこれまでの経緯を基に現状分析をいたしましたので、その点につきまして説明させていただきます。

議員が示された平成元年当時の状況につきましては、まず、尾鷲近隣、あるいは市外の魚市場、これが流通経路である陸路などが不便であったこと、その中で、尾鷲魚市場は漁場に近く、仲買人が多く、水揚げ基地として好立地であったため、市外の底引き網、まき網、サンマ棒受け網、カツオ一本釣りなどの沖合漁業が尾鷲魚市場にこぞって水揚げされ、その商いが盛んに行われておりました。

しかし、年々陸路の交通網の整備が進んだことや、市外の船は本拠地である港の整備が進んだことによって本拠地への水揚げが進み、尾鷲魚市場は市外からの水揚げが徐々に減少していったことも一つの要因であると考えております。また、おのおの魚種の水揚げが減少したことも大きな要因であったと思います。

そのことについて説明いたします。

まず、カツオ一本釣りの水揚げ量の減少は、昭和62年以降、環境変化により熊野灘に集まるカツオがほとんどいなくなったこと、あるいは全国的にカツオ漁船の大型化が進み、尾鷲港に入港がしにくくなったことなどによるものと分析しております。

また、サンマ棒受け網の漁獲量の減少は、サンマの資源自体が減少したこと、そして、黒潮の蛇行により漁場が沖合に移ったことによって、沿岸に来遊してくる量が減少したことなどが原因と考えられます。

このように、漁獲量の減少は、気候変動、海洋環境変化に加え、漁船の大型化や、道路、魚市場などのインフラ整備に伴う様々な要因によるものと分析しております。

一方、全体的な漁獲量が減少している中であって、定置網の漁業は減少したとはいえ、他の漁業経営体に比べ、安定して推移しております。定置網漁業は日本の漁業の中でも特に歴史が古く、自然と共生しながら発展してきた漁法で、現在、本市の中で漁獲量、漁獲金額ともに漁の多くの割合を占め、本市に欠かせない重要な漁業となっております。

定置網の漁獲量が安定している要因につきましては、網を張って待つスタイルの漁業であることから来遊した魚を漁獲するため、魚を取り過ぎず、資源に優し

いサステナブルな漁法であること、来遊してくる魚種を選ばずに網に入ってきた魚を漁獲するため、海洋環境の変化に伴って魚種が変化しても、水揚げ量としては大きな影響を受けないことなどが考えられます。

そして、漁獲量、金額とも定置網漁業の次に多いのがマダイを中心とした魚類養殖であります。毎年発行しております「尾鷲の漁業」の統計資料に計上してはいませんけれども、市内民間企業のブリ養殖を加算すると、魚類養殖は本市の漁獲量、金額ともに最大になると考えております。

また、経営体数として最も多い漁業の種類はイセエビの刺し網漁業で、これも漁業者にとって重要な漁業であります。

本市においては、漁業全体の漁獲量、経営体数が減少傾向にある中、豊かな自然環境や漁業者の知恵を生かし受け継がれている定置網漁業、魚類養殖、イセエビ刺し網漁業の沿岸漁業が水産業の主力であります。

これらの漁業の生産量を維持しつつ、漁業者の安定収入を確保するためにも、近年、新たに取り組んでいるヒロメなどの藻類や二枚貝の養殖などの導入支援、活けメや春ブリ宣言などによる魚価向上への取組に加え、魚類養殖の気候変動対策、スマート化支援など、漁業関係者と課題を共有し、その課題解決に向け、連携して取り組んでいく必要があると考えております。

次に、三重県の「藻場・干潟ビジョン」が本市の海洋環境に適したビジョンかという点についてであります。

まず、結論としまして、県が示されているビジョンは、本市の海洋環境に適したものになっていると判断しております。

それは、県では県関係部門、市町の担当者を中心に、大学教員や環境コンサルタントなどの専門家を交えた「三重県干潟・藻場等沿岸漁場保全懇談会」を開催しており、その中で活発な情報交換が行われており、県による藻礁の設置などについて協議する場が毎年提供されているということがまず1点であります。

また、本市にて行っておりますガンガゼ除去の取組につきましては、三重県漁連、三重県水産振興事業団、三重県などが構成員となり、三重県水産多面的機能発揮対策協議会を組織し、県内の活動組織が行う藻場の保全活動に対し、助言、指導を行われております。

このように、県によるハード面、ソフト面での藻場の保全のための計画が体系的にまとめられたものが三重県の藻場ビジョンとなっているものと認識しており、繰り返しになりますが、その中で、本市の海洋環境はそのビジョンに適したもの

であると判断しております。

次に、県の藻場再生の支援体制につきましては、ハード面として、海女漁業等環境基盤整備事業による藻礁設置事業があります。近年では、この事業は平成25年から平成30年において、尾鷲湾の小渡鹿鼻、特に天満浦の長楽院の岬辺りなんですけれども、ここに藻礁が設置され、ヒロメやアントクメといった大型の海藻などの着生が確認されております。

ソフト面の支援につきましては、国の補助事業である漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業が三重県水産多面的機能発揮対策協議会により実施され、本市において活用されております。

本事業は、漁業者等が行う藻場再生活動に対して、国が70%、県、市がそれぞれ15%ずつ事業費支援を行うもので、本市では毎年、尾鷲湾、九鬼、早田、三木浦の四つの海域においてガンガゼ除去による藻場再生活動が実施されております。

本市における藻場再生活動につきましては、活動を実施している4海域における藻場の潜在面積が104ヘクタール、そのうち、推定磯焼け面積が31ヘクタールの約30%であります。平成22年の取組開始以来、現在、31ヘクタールの磯焼け海域の55%に当たる17ヘクタールの藻場再生を達成しております。

この事業は、本市が三重大学に委託している藻場調査により、本市の磯焼けの要因の大きな一つがガンガゼであるということが明らかとなったことから、その知見に基づき、毎年、除去活動を継続してきたことによる成果が現れております。

また、近年では、ゼロカーボンシティ宣言に伴う企業との共同事業開発が進んでいる中で、藻場再生による海の生態系回復やブルーカーボンなどによる二酸化炭素吸収での地球温暖化対策に取り組もうとする企業が増えており、本市のこの活動成果に興味を示している企業からの共同事業の申入れも出てきております。

今後の藻場再生への取組につきましては、現在のガンガゼ除去を主軸とした活動を確実に毎年継続していきながら、企業と共に新たな環境価値を創出し、さらなる事業展開に結びつくことを目指していくものであります。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 市長から水産業の再生等について答弁をいただいたんですけど、黒潮大蛇行の影響によってカツオが取れないと、いろんな魚種も取れないということと、他市の港の整備が進んで本拠地へ、言うたら水揚げされると。いろんな

条件の中で、特に尾鷲魚市場の漁獲、水揚げ量が減ったということについては、自然のこの漁獲のことですもんで、我々人間ではどうしようもないというところが確かにあると思うんです。

ただ、黒潮大蛇行が解消、一応、されました。その解消によってすぐに環境が好転するとは言えないという県の水産部長の話が今後出てくるんですけど、またそこらでお話をさせていただきたいんですけど。

水産業の再生を図るという制度の中では、市長の再生に向けての考え方が現状ではちょっと弱いのではないかと、このように思います。どうすればいいかというのは知恵を絞って、我々の水産業の育成を進めていかな、駄目だと思うんですけど。どういう手を打つかというのは、やっぱり知恵を絞る必要があると思います。

藻場については、県も体系的に取り組むということで、特に藻場再生については尾鷲市の水産はかなりのノウハウを持っていると僕も思っていますもんで、逆に県をリードしていくような立場であってほしいと、このように思っております。

次に移ります。

各漁協の施設整備については、これまで水産物荷さばき施設、水産物鮮度保持施設、いわゆる製氷施設、そしてから餌料保管解凍処理施設、漁船漁業用作業保管施設、いわゆる漁具倉庫など、各漁協組合の国庫補助事業として順次進めてきました。最近では平成20年の尾鷲漁協の鮮度保持施設の更新があり、三重外湾漁業協同組合発足からこれまでの間に実績は見られておりません。

施設老朽化による各漁協組合、地元からの要望はないのか、また、尾鷲魚市場の水揚げ拡大を図るための員外船誘致などの検討は進めていただいているのか、お聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの水産業に対する今後の対応というのは大変難しい面もありまして。これは要するに自然の話もあるし、いろんな形の中、どうやって尾鷲の水揚げを増やすかというのを、これをやはり常に常に考えていかなきゃならない問題なんですけれども。

先ほどおっしゃっています例の要望の話でございましてですけども、確かに施設の老朽化によりまして、整備をしなきゃならないという要望につきましては、現在のところ、漁協のほうから正式な要望という形ではございません。

しかしながら、各施設の老朽化につきましては、よく各地区で市民懇談会をや

っておりますんですけども、そこにおいても御指摘いただいております、私といたしましては、更新の必要性が高まっていることについては十分認識しております。

一方で、今の魚市場をはじめとする各漁業施設なんですけれども、基本的には漁協が所有する施設なんです。その整備の主体となる三重外湾漁協の市場の管理、あるいは整備などの計画に沿った形に、私は進めるべきものであると思っております。

特に、尾鷲魚市場においては県が所管する港湾の管理下にありますので、市においても県と共に漁協の意向、計画の確認、これをするなどして、国への要望、あるいは補助申請なども踏まえ、足並みをそろえた形で協力、支援の体制を整えてまいりたいと思っております。

そして、次に、尾鷲魚市場の水揚げ拡大を図る員外船誘致、これの検討についてお答えしたいと思います。

これも大変消極的な話なんですけれども、基本的な考え方は一応大事だと思っております。員外船誘致、つまり市外から漁船が尾鷲魚市場に水揚げをしてもらうために、やはり幾つかの視点で取り組む必要があると考えております。

その一つは、まず、相手側に来てもらうことなんです。相手側にとって、尾鷲魚市場を選んでもらうためには、何よりもやっぱり魚価がほかの魚市場に比べて高いとか、あるいは他の魚市場よりも安くないという、こういうことが重要であると思っております。

そして、その上で、魚市場の使いやすさ、つまり水揚げの利便性、あるいは氷や水道水、餌の供給や給油、その他サービスの充実なども大切な要素となると考えております。

これらの水揚げ時の使いやすさ、その他のサービスに係る施設の整備につきましては、尾鷲魚市場の更新が行われる際に員外船誘致を促進できるような整備の在り方を、関係者と共に検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

まずは地道な活動ではあるんですけども、市民の魚食普及活動の継続とか、あるいは水産加工品の開発、交流人口増加等による水産物の消費拡大など、基本的な消費と流通の仕組みづくりを漁協、漁連などの水産関係機関だけではなく、飲食店や小売事業など、地域全体で一丸となって取組をしていくことが員外船の誘致にもつながってくると考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8 番（仲明議員） 施設整備については、平成 20 年以降から大きな施設整備がないということに 1 点の疑問を抱きました。

特に、製氷施設、氷を作る施設は、漁師の方、定置網もそうなんですけど、いろんな方が氷がないと出漁できないとか、出荷できないということがありますので、これがやっぱり老朽化するということは大変なことだと思うので。また、数十年前から県も漁協合併に力を推進してきたということもあり、外湾漁協になった中で施設整備が滞るようなことがないように、県と一体となって進めていただきたい、このよう思っております。

また、員外船誘致、これについては、僕も現役の時に高知県とか宮崎県に、カツオ漁期の前に誘致に行った記憶がございます。ブリはブリのときですけど、カツオが揚がらないと、やっぱり尾鷲魚市場がぐっと盛り上がらないというような前からの記憶がありますので、これについてもいろんな手だての中で誘致を進めていただきたいと思っております。

次に移ります。

次に、九鬼、早田、梶賀の 3 地区で操業されている大型定置網漁については、近年、定置網経営の安定化に向けて 19 トン船の導入など、漁船の大型化、機械化による効率化が図られております。ブリを主たる漁獲対象として、漁獲量では一番多く、今後も維持、継続が最も重要であると思っております。

先ほど市長も定置網については本市の重要な漁業であるというふうに認識をされておりますので安心しておるんですけど、平成元年の大型定置網漁の漁獲量は 3,863 トン、生産額は 9 億 7,193 万円で、令和 5 年の漁獲量は 1,520 トンで生産額は 6 億 8,087 万円となり、漁獲量、生産額も減少していますが、近年では生産額が 6 億から 8 億で推移をしております。

まず、本市の基幹産業である漁業の大型定置網漁についての市長の思いを再度お聞かせください。

次に、漁村地区の過疎化の進行により新規参入の減少と、従事者の高齢化に伴う漁業従事者、後継者の確保は重要課題であります。漁業体験教室や、早田地区、早田漁師塾の取組などをやっているところでございますが、定置網の乗組員は充足しているのか、お聞きをいたします。また、持続可能な定置網経営の安定化に向けた協議を尾鷲市の水産課として進められているのか、お聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、御質問の内容については二つありまして、要は、定置網

漁業に対する私の思い、これについては私のほうから説明させていただいて、あと、漁業体験とか、早田漁師塾、いろんな具体的な話については、水産農林課長のほうから説明させていただきたいと思っております。

まず、定置網漁業は、議員もおっしゃっているとおり、漁獲量、生産額においても、本市における最も重要な漁業であると私は認識しております。特に大型定置網漁は、九鬼、早田、梶賀、ここにおいて、要は漁村を支える経営体として長い歴史を持って、地域に欠かせない産業であると、私はこういう認識です。私も子供の頃からずーっと。九鬼に育って、今もそういうような思いは、皆さん方、持っていますし、私も思っております。

その主力魚種は何といってもブリです。市の魚にも指定されているブリの価値を高めることで、持続可能な定置網経営の安定化を図りたい、こういう強い思いから、実は言いますと、令和4年、3年前なんですけれども、やっぱりブリをもっともっと表に出す、要するにPRすべきだということで、まずは随より始めたんですけど、新規採用職員への春ブリの贈呈を始めました。そして、翌年には、春ブリのさらなる認知度向上を図るため、三重県全域の定置網漁業者、そして、漁業団体、沿海の市長と共に「熊野灘ぶり振興協議会」の設立を提案させた次第でございます。

今年も春ブリ到来の喜びを共にしながら、三重県定置漁業協会の現会長であります早田大敷の岩本会長らと共にみえ春ブリ宣言を出し、三重県産の春ブリのおいしさを全国に発信しました。この新規採用職員への春ブリ贈呈は、テレビをはじめとする多数のメディアで取り上げられており、本市から春ブリの存在と、そのおいしさを全国に発信しております。

昨年度から春ブリの付加価値向上をミッションとした九鬼地区の地域おこし協力隊、これを受け入れております。特に、協力隊から東京日本橋の三重テラスや東京駅八重洲ミッドタウン、ここにおいて積極的なプロモーション活動を展開させていただいて、東京でも春ブリは3月、4月における旬の魚種の中でもシェアを広げつつあります。

このように、春ブリを一つの起爆剤として、尾鷲の水産物全体の魅力発信を強化し、魚価の向上、定置網漁業の持続、発展につなげていきたいというのが私の思いでございます。

あと、細かいことにつきましては、水産農林課長のほうから説明いたします。  
議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは説明いたします。

九鬼、早田、梶賀の三つの地区で操業されています大型定置網につきまして、乗組員は充足されているかという点についてでございますが、現時点では早田と梶賀の経営体のほうからそれぞれ1名を募集したいというような相談を受けている状態でございます。

現在、三つの地区の大型定置網の乗組員は全部で約50名いらっしゃいます。そのうち、市外からIターンで移住された方は16名でございます。また、そのうち、16名のうち、県や市の漁業体験教室、それから早田の漁師塾など、行政のこういう制度を活用して定置網に入ってもらった方というのは10名いらっしゃいます。この制度は乗組員の確保に非常に大きな成果となっているものというふうに認識をしております。

また、安定経営に向けた協議という点につきましては、三つの地区の船、本船は全て19トンの大きさの大型化をされておまして、機械化によりまして省人化、省力化が進んだというところで、作業の効率化が実現をされております。加えて、活けメなどの鮮度保持技術、これを導入いたしまして、収益性の向上も図られているというふうなのが現状でございます。

このようなことから、乗組員の労働時間の短縮など、雇用条件の改善にもつながっているということで、これは働き方改革にもつながっているというふうな認識をしております。

先ほど市長も答弁いたしましたとおり、みえ春ブリのプロモーション、これを県内外の関係者と共に推進しながら、定置網の持続、発展はもとより、本市全域の漁業の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 定置網漁業に対する、市長は九鬼出身ですから、最も理解されておると思うんですけど、地域に欠かせない漁業、産業であるということで、さらに協力体制を整えてほしいと思うんですけど。

漁場が大蛇行によって今回変わる可能性もあるんですけど、春ブリ宣言、これも大いに進めて行ってほしいんですけど、やはり、九鬼、早田、梶賀で出す。1月、2月の寒ブリが取れてほしいですね。本音の話、寒ブリが欲しいです。そのように要望しておきます。これ、要望しても駄目なんですけど。

また、そしてから、乗組員については、やはり乗組員50人のうち16人がI

ターンで、10名が体験教室等を出ておる。これ、大きな成果ですね。今後とも全国的にもっとPRして、このような体験教室がありますよとかというようなことで、しっかりと乗組員育成なり、あれを集めていただきたいと要望しておきます。

次に、藻場造成について質問を続けます。

先ほどの市長の答弁により藻場再生の取組をお聞きしましたが、10月31日の地元新聞報道で、県議会予算決算常任委員会において総括質疑がありました。東豊議員が水産王国みえの復活に向けた取組として、磯焼け対策等の質問をされました。

質問内容は、熊野灘沿岸のイセエビやアワビなどの魚介類が磯焼けなどでさまざま変わりして、漁業者から藻場回復の声が強まっている。藻場再生には籠を使って海藻の胞子を飛ばしたり、アラメなどの海藻を食べる魚類の駆除も必要。藻場再生への対応策はあるのかと質問をされました。

県の農林水産部長は、県の調査では熊野灘では2010年度以降、藻場が消えている。22年度から籠を使った藻場再生試験を実施し、24年度からは漁業者が簡単に設置できる1メートル四方の籠で可能なのか研究調査をしている。黒潮大蛇行の終息によって海水温は下がると思うが、急に海況は好転しない。暑さに強い南方系の海藻造成を、スピード感を持って進めたいと答弁をされています。

尾鷲市での藻場再生事業は、平成4年から行野浦で藻場魚礁設置から始まり、平成10年には藻場造成事業の国県の補助メニューとなって、この事業は平成20年まで毎年度、継続されてきました。本市では毎年、藻場再生のためのモニタリング調査などを実施して、今年度は水中スクーターや空中ドローンでの外洋に面した岩礁域の藻場の調査を予定されております。

県議会委員会では、籠を使った藻場再生の研究調査や南方系の海藻造成などと答弁がありました。県農林水産部と連携した藻場再生の情報交換や取組などの体制は構築されているか再度お聞きし、また、南方系の藻場造成は可能なのかお尋ねをいたします。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは説明いたします。

三重県農林水産部と連携した藻場再生の情報交換という点につきましては、先ほど市長も答弁いただきましたが、県事業の中で専門家や自治体などが参画をするという検討会や協議会というものが設置されております。その中で随時、本市、

当課といたしましても、情報交換はさせていただいております。

また、本市沿岸において県が行っております藻礁設置事業、こちらでも当課の水産技師や漁業者等に対しまして、県から詳細なヒアリングも随時随時行われておりまして、県との情報交換はこういったことから、相当密にさせていただいているというところでございます。

こういったことを踏まえまして、共に今後の事業の在り方などを協議、対策につなげているというところでございます。

また、昨年度から県が実施をいたしました箱型ネットを使った藻場の再生実験では、魚による食害を防ぐというところで、ネットの中の海藻は保護をされておりまして、生き残るといったことが確認されたという報告は受けております。

しかしながら、一方では、台風によるネットの破損等が一つの課題でもあるということが結果として見えてきたというところで、今後、県ともこういう情報共有をさせていただきながら、実用化に向けた協議は続けてまいりたいというふうに考えております。

また、もう一つの御質問の南方系の海藻を用いた藻場の再生の可能性という点につきましては、当課の水産技師、2名おりますが、この2名は潜水士の資格を持っておりまして、定期的に海に潜りながら、実際、藻場の調査を行っております。この職員からの報告によりますと、もう既に近年で本市の海域でも、ホンダワラ類、ホンダワラの藻場では、亜熱帯系のホンダワラが増えてきているということが確認されているという報告は受けております。

また、三重大学に藻類学研究室というのがございます。この研究室に委託をしております調査結果では、平成20年のこの以前に、もう既に本市沿岸において、南方系の海藻の繁茂が確認されているという報告もございます。

ホンダワラ類という海藻は、陸上における森林に例えられるほど、生態系には有意義なものでございまして、南方系の海藻にもホンダワラ類がいるということでございますので、今後、藻場再生による南方系の海藻を取り入れることは可能ではないかというふうに考えております。

当課といたしましては、これまで確実な成果が確認されている藻場の再生の手法といたしまして、今後もガンガゼ類の除去、これはずっと今も続けているんですが、ガンガゼ類の除去を主軸としながらも、南方系の海藻の繁茂を許容しつつ、藻場の再生を継続しているということが肝要であるというふうに考えております。

この南方系の藻場の可能性調査や、それによる影響調査というものにつきましては、議員も先ほどおっしゃっていただきましたゼロカーボンシティの企業から企業版ふるさと納税を頂いておりまして、そこを原資として現在行っております水中ドローンや水中スクーターを活用した藻場調査の結果なども併せて、企業や日本自然保護協会というゼロカーボンのチームの専門機関とも共に取り組んでいこうという、今、枠組みをつくっているところでございます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 藻場造成については、水産は最も専門的な知識ですもんで、ごもつともと言うしかないんですけど、一つの提案があります。

林業も水産もないんですけど、農業には中山間とか、環境とか、直接支払い補助金というのがあるんですね。農業者に直接払う支払いと。残念ながら、水産はないんです。ただ、今回、藻場については、国も藻場のビジョンにおいて、漁業者等の自主管理と成果を発信する必要があると、このように言うておるんですね。

先ほどの課長からは、南方系の海藻も今後増えていくと、可能性があるという中では、やはり水産の職員2名、3名の業務の中で、藻場再生について全て管理するというのは、多分無理だと思うんです。海、広いですからね。

そういう意味からは、やはり県も一体となって直接支払いができるような、藻場を監視して、育成して、そして、報告、調査するという機能を持たず、直接支払いの、県単でもいいです、市単というのは無理かも分かんけど、県単事業としての要望をぜひ国もやってほしいと。これは要望として出しておきます。回答は結構です。

次に、気象庁によると、2017年8月から続いてきた長期間の黒潮大蛇行が今年の4月に終息したとの報道があり、スルメイカが青森県や岩手県の沖で、前年同期と比べ約3倍から7倍の漁獲があり、異例の豊漁となりました。ただ、詳しいメカニズムは解明されていなく、豊漁を資源量の回復と結びつけることは早計と北海道大学の教授の談があります。

また、三重大大学院の立花教授は、地球温暖化で日本近海の海面水温が異常に上昇していることが原因で、冬の期間はほぼ変わらないが、一方、春秋が短くなって、四季、四つの季節、四季が薄れ、二季化すると。夏と冬という意味だと思うんですけど、二季化する傾向が見られると某新聞で報道されました。

市内の漁獲量の減少と、サンマやイカ、アジなどの水揚げが減少することは、

市内の水産加工業者等にとっても大きな痛手であります。黒潮大蛇行の終息により、漁場形成に変化が生まれること、一方では、地球温暖化で日本近海の海面水温が上昇していることなどの現象の中、素人判断ですが、今後、サンマ、アジ、イカ、ブリなどの漁獲量増加に期待が持てるのか、水産課長、お答え願います。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは説明をいたします。

この先の漁獲量の増加に期待が持てるのかというところでございますが、結論的には、正直、分かりませんとしか、お答えは現時点ではできないというふうに思っております。

ただ、これまでの統計的な事実、これを基に推測をいたしますと、これは三重県水産研究所の発表でありますけれども、黒潮大蛇行が発生すると、熊野灘の沿岸は高温化、それから貧栄養化、栄養が貧しくなる、貧栄養化をし、アジやサバ、イワシ類などが不漁傾向になりやすいというふうなことが実績としてあります。

実際に、大蛇行の発生以降、本市の水揚げも、アジ、サバ、イワシといったところの漁獲は減少傾向となりました。

一方、大蛇行による増加した業種もございます。具体的には、浮魚礁についてくるカツオやマグロ類は豊漁となったほか、南方系のハタ類、メイチダイ、こういった魚は増加傾向となりました。

本市において重要な魚の一つであるブリにつきましては、全国的な高水温化に伴い、生息域が拡大したことなどに伴いまして、本市では比較的豊漁の結果というふうになっております。

一方で、サンマやスルメイカにつきましては、全国的な傾向と同調をいたしまして、減少傾向となっております。

特にサンマにつきましては、御承知のように、黒潮大蛇行が始まった平成29年以降、本市ではほとんど水揚げがない状態が続いておりまして、この全国的なサンマの不漁につきましては、水産庁によりますと、平成22年に突然起きたサンマの分布の沖合化が契機と考えられており、それ以降も海洋環境や餌の環境の変化により、沖合化と資源減少が進行しているのが現状であると。また、サンマの分布が沖合に偏ってしまったことで成長が悪化した、これは餌の環境があんまりよくないのじゃないかというところがございますが、成長が悪化したことに加え、日本の近くを回遊しにくくなっている可能性もあるというふうに水産庁では分析をされております。

スルメイカにつきましては、主な産卵場となる東シナ海の水温分布が資源量に大きく影響しているというところで考えられていますが、これについてはまだ未解明な部分が多いようでございます。

黒潮の大蛇行の終息に伴いまして、サンマ、スルメイカ、アジなどの本市における重要な漁獲量の回復については、私どもも切に増えてきてほしい、回復してほしいと願うばかりでございます。しかしながら、これまでの大蛇行に伴う極端な水温上昇の解消が期待される一方で、今後も地球温暖化による影響というのは、海水温が上昇基調で推移していくという考え方もあります。

この先、将来の漁場環境というものにつきましては、我々が過去に経験したことのない未知の領域に入ってくる可能性があるというふうにも感じておりまして、これまでの統計などの手法による予測の誤差というものがどの程度生じてくるのか分からないというのが現状でございます。

そのため、これまでも30年以上、ずーっと、本市におきましては蓄積してきた水温データというのがございます。こういったデータや海藻の植生のモニタリングなどを一層継続、強化をしていって、漁場環境の変化をリアルタイムで注視をしながら、適切な対策につなげていけるような対応等を取っていきたいというふうに考えております。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 過去には、数十年前ですけど、一本釣りのスルメイカー一本で生活していた漁業者の話も聞いています。実際にそうでしたね。それから漁場が変わった、大蛇行が変わったという意味では、期待感を持って大型定置網の3漁場の寒ブリの水揚げを期待したいと、このように思っております。また尾鷲魚市場に多種多様の水揚げが上がるように期待をしたいところでございますが、最後に、おわせSEAモデルでのADジャパン株式会社のバナメイエビ陸上養殖企業用地について質問をいたします。

本年第1回定例会所信表明で、昨年10月に中電跡地第1ヤードでの陸上養殖事業実施の意向を受け、本年12月に事業者と再度協議を行い、実施に向け、事業者寄り添いながら、協力体制を継続することを確認したと表明しました。

また、第2回定例会市政報告では、本年3月28日に企業立地に関する基本協定を締結、来年夏場の稼働に向け、事業計画の具体化の検討を進めると報告をされております。

バナメイエビは学名で、標準和名はシロアシエビというそうです。養殖に適し

た魚種として世界中に広く普及しており、年間を通して安定的に養殖が可能とされており、

本市では実施に向けた協力体制を継続するとされております。陸上養殖は国県の水産補助事業メニューの対象にならないのかお聞きをします。また、養殖生産にとどまらず、加工場や加工も含めた直売店などの事業展開は尾鷲市はどのように考えているのか、お聞きをいたします。

市長、お願いします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、その前に、バナメイエビの状況なんですけれども、実を言いますと、この9月にふるさと納税でバナメイエビのむきのあれを出しました。全国1位でした。日本人というのは、非常にバナメイエビに対する需要が多いと。

それぞれ、あれしますんですけれども、私の元いた関西フードマーケット、オアシス、年間70トン使っていると。こんな需要を聞きますと、日本におけるバナメイエビの需要は非常に大きいという、そういう展望がうかがえるわけなんですけれども、それをまず議員のほうに報告させていただきたいと思っておりますんですけど。

この質問内容につきまして、バナメイエビ、この陸上養殖事業に対して適用されると、可能な国県からの支援制度については、まず、県のほうでは、雇用経済部、ここが所管しております県南部地域の製造業、地域資源活用型産業等に関する投資に対して補助を行う地域資源活用型産業等立地補助金、この対象事業であるということを確認しております。そういった中で、バナメイエビの養殖事業者であるADジャパン、ここにて補助金の獲得に必要な手続を今現在進めている状況でございます。

このほかにも、水産庁をはじめとする国からこの事業者への支援制度として、陸上養殖事業等を対象とする補助制度が複数あるんですけれども、実績が必要なんですね。一定期間の養殖実績が補助要件になっておりますので、事業者において補助制度適用の有無を確認して、その有無がどうなのかということ判断していただくことになっております。

これらの事業に有益となるような補助事業に関する情報というのは、商工会議所から事業者へ随時提供をされていることから、本市も確認しております。あくまでも商工会議所は窓口になっていただいておりますので、商工会議所から全て事業者のほうに連絡をしていると。

引き続き、商工会議所ともしっかり連携しながら、要するに事業者に寄り添った伴走支援、これを続け、早期の事業開始に向けた取組を着実に進めてまいりたいと思っております。

次に、議員おっしゃった事業者のADジャパンが養殖生産から次の事業展開についてあるのかどうか。

実を言いますと、市政報告でも申し上げましたとおり、バナメイエビの陸上養殖事業については、先々月の10月6日に、ADジャパンの取締役なんですけれども、本来は親会社のADグループというのがありまして、要するにこの人がトップなんですけれども、一応CEOです、一番偉い人です、この方と意見交換を行いました。

この場においては私からトップのほうに、バナメイエビの生産工場のみならず、私はもう前々から言っているんですけれども、約3万坪以上の面積がありますから、そこのところをやっぱり拡大することによって、将来的には敷地内にエビの生態を学ぶ見学施設とか、あるいは新鮮なエビを使用したレストラン、あるいは直売所などのテーマ館をぜひ造っていただきたいと、併設していただきたいと、こういう要望を常に常に出しております、今回の10月6日も確認しました。これに対して先方からは、本市の意向は理解しているという前向きな返事をいただいたわけなんです。

ただ、バナメイエビの生産量というのは、最初のときは100トンなんです。次から200トンに、最終的には600トンに、こういうような段階でどんどん引き上げていく事業計画を立てておりますので、その間にいつどうするのか。先ほど申しましたように、テーマ館的なものを造っていただくか。それはきちんと常に要望はしたいと。

工場稼働の初期の段階は大変難しいと思います。加工場とか直売所設置、想定しておりません。だから、100トンをいかにして流通に出すかというようなことを考えておりますので。生産量を引き上げる過程において、先ほど申しました設備投資を検討していく意向であるということもお聞きしておりますので、これは常に議員のおっしゃっているようなことをやっていきたい。

一方で、ただただ中部電力跡地のところだけをするんじゃなしに、地域と連携した協業とか、こういったものを見据えまして、市内水産業者をはじめとする関係者の説明会、これを必ず行うということ、そして、本市における活力ある産業の創出と働く場の確保につながる、こういうふうを考えておりますので、私自身

も大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

議長（小川公明議員） ここで休憩をいたします。再開は11時15分からといたします。

〔休憩 午前11時04分〕

〔再開 午前11時14分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、中井勇氣議員。

〔6番（中井勇氣議員）登壇〕

6番（中井勇氣議員） 皆さん、こんにちは。

最近、議会報告会や市長懇談会が開催され、私も主に周辺地区の会に参加させていただきました。どの会場でも多くの方にお集まりいただき、地域の課題について大変活発で前向きな議論が交わされておりました。私自身にとっても大変学ぶことの多い機会となりました。

一方で、少し難しい話ではありますが、平日の日中の開催であったことも影響してか、若い世代の参加がまだまだ少ないこと、また、議会報告会と市長懇談会それぞれの趣旨のすみ分けが十分に伝わり切っておらず、市民の方に分かりにくい状況も感じました。

これからの10年、20年、そしてその先の尾鷲市を支えていくのは、まさに若者世代です。今、尾鷲市がどのような課題に直面し、どの方向性を歩んでいくべきなのか、その認識をまずは若い世代にしっかりと伝え、まちづくりに主体的に関わっていただける環境を整えることが極めて重要だと考えています。

以上のような思いも踏まえ、今回は若者の未来、地域の担い手確保、人口減少への対応、そして防災力の向上など、今後の尾鷲市の方向性に関わるテーマについて一般質問させていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、一般質問を行わせていただきます。今回の一般質問では、人口活力の創出に向けて、防災力の向上に向けて、この2点を中心に上げさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目は、人口活力の創出に向けて、若者の市内就業率と地域おこし協力隊の定着支援についてです。

本市においては若者の市外流出が続き、人口減少の主要因となっております。特に、就学や就職を機に本市を離れる若者が多い現状は、地域の将来を考える上で大きな課題です。

そこで、まず伺います。

本市では、若者の市内就業率や地域おこし協力隊の卒業後の定着率についてどのように把握、分析されているでしょうか。協力隊OBの進路状況や市内での就業、定着の実績について、具体的な数値や傾向をお示しいただけますでしょうか。

次に、協力隊卒業後の若者が定住、起業、就業に結びつくような支援策について伺います。現在の支援体制の内容と今後さらに強化する方向性について、市としてどのようにお考えでしょうか。

次に、防災力の向上にも関する質問なんですけれども、旧町内地域での集落支援員配置についてです。

懇談会でも話題となっておりますが、周辺地区だけでなく、中心市街地においても高齢化や独居世帯の増加が進んでいます。さらに、観光地の整備や、地域活動を支える担い手の不足も深刻化していると思います。

地域の安全安心の確保、日常生活の支援、そして、観光振興を担う人材の確保は、これからのまちづくりにおいて、極めて重要な課題であると考えています。

そこで伺います。

旧町内地域においても周辺地区と同様に集落支援員を配置し、地域防災活動や見守り、さらには観光人材の補完として活用できる仕組みを導入するお考えはあるのでしょうか。また、その際に想定される課題や必要となる対応策について、市としてどのようにお考えかお聞かせください。

次に、尾鷲市における避難路対策について、こちら、壇下にて幾つか質問させていただく予定ですが、本市は津波や土砂災害のリスクが高く、災害時には迅速な避難行動が求められる一方で、地域の方々からは現在の地域防災計画等では地区ごとの避難路が分かりづらいという声も伺っております。

避難路そのものは市として明確な定義があるわけではなく、また、地区ごとの検討が基本であることは伺っております。

ただ、一つの具体的な例として、この地点からこの経路を使うと避難場所まで何分かかるのかといった検討できる情報がインターネット上で確認できる形で提

供されれば、個々の避難行動を考える上で有益ではないかと感じています。

そういった市民への情報提供については、今回の正式な質問には含めておりませんが、今後改めて御相談させていただきたいと思っております。また、避難路に関連する質問内容は、壇下にて触れさせていただきます。

次に、災害時のオンライン診療通信機器整備について伺います。

須賀利地区ではオンライン診療のトライアルが行われており、懇談会時、市長からは、平時でも地理的条件を踏まえた医療体制の充実を促進していくとの考えを伺っています。

一方で、災害時の医療支援を確保するためには、コミュニティーセンターに iPad や通信端末を整備し、オンライン診療が可能な体制を常時からどこの地区でも構築することが必要と考えます。

また、年に数回でもオンライン診療を実施することで、災害時の運用を含めた体制を確認、整備できると思いますが、市のお考えをお伺いします。

次に、災害時のボート避難について伺います。

尾鷲市沿岸部の地域では、津波や浸水の際に道路による避難が困難となる箇所があり、平時からも高齢者や足腰の弱い方が多く、迅速な避難が難しい状況があります。

こうした中で、梶賀地区では避難用ボート整備が進められていると伺っております。

市としては、港湾管理者や漁協と連携し、地域住民が安全に避難できるボート避難・搬送体制を災害時に構築する可能性についてどのようにお考えでしょうか。

以上が壇上での質問になります。御答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中井議員の御質問に対しまして、順次お答えさせていただきます。

まず、若者の市内就業率につきましては、正確な把握はできておりませんが、昨年度の尾鷲高校卒業生 144 名、このうち、市内への就業者は 5 名であると。率にしてごく少数となっているのが現状でありまして、進学後の市内就業率については大変低いものと認識しております。

議員御指摘のとおり、若者の市外流出は本市にとって大きな問題であります。この課題に対して、本市では今、小学生や中学生に対してふるさと学習を通じて、

尾鷲の産業、あるいは自然、文化に対する誇りと愛着を育み、また、尾鷲高校では、まちいくの授業において地域の課題を探求し、将来の尾鷲を担う人材の育成に努めるとともに、将来的な地元就職につなげることを目的とした地元企業や官公庁による合同説明会、これを開催するなど、若者の市内への定着につながる取組を続けております。

また、若者の市内への定着を進める上では、何といたっても雇用の場の確保、これが非常に重要であるという認識を持っております。現在取り組んでおります中部電力三田火力発電所跡地における陸上養殖、大型製材、これを何とか早期に企業誘致を実現したいと思っております、これによって安心してふるさと尾鷲で暮らせる環境づくりに実は取り組めるんじゃないかと、このような思いでこれについての実現を早期にやっていきたいと、このように考えております。

次に、本市の地域おこし協力隊、現状では今20人が地域の活性化に向けた様々なミッションを達成するために活動を行っており、これまでの退任者24人の定住率は71%で、全国平均を上回っております。ただ、最近の状況としては、大体、定着する人が大変多うございます。以前の分母全体を考えて71%で、近況では大体、それ以上を行っております。

私もせんだって、11月のときに、20名の現役協力隊の方と個人面談をさせていただきました。その中の20名全ての方が任期満了後も尾鷲で起業したいと、こういうふうに答えられておりました、大変心強く思っている次第でございます。

退任された後、職業につきましては、民泊などの宿泊業を起業する方が最も多く、次いで、観光業、デザイン業などとなっております。

また、地域おこし協力隊退任後の定住、起業、就業支援、これにつきましては、退任後の起業を見据えた研修への参加とか、あるいは住環境整備としての活動拠点の修繕費を活動費で支出できるほか、起業のための資金として最大100万円の起業支援金を支給しております。

また、協力隊OBによる相談サポート、支援を行うなど、協力隊が地域の皆様と共に活躍できる環境づくりにも取り組んでいる次第です。

今後も、総務省の地域おこし協力隊推進要綱、これを注視しながら、地域おこし協力隊が地域のために活躍し、その活動により新しい人の流れを創出し、その後の定住、定着へとつながるよう、支援体制を構築してまいりたいと。

現状、総務省のほうでは、全国的に、要するに地域おこし協力隊を令和8年度までに1万人に増やそうと。令和5年度、6年度、昨年度が大体8,000人ぐ

ら이었다んですから、まだもっともっと余裕がありますので、我々はそのミッションをきちんとつくり上げながら、地域おこし協力隊をどんだんだんだんやっぱり採用したい、このように考えております。

次に、集落支援員の配置についてであります。

集落支援員は国の過疎地域などに集落対策の担い手として制度化されているものでございまして、本市においては現在六つの地区で集落支援員が活動を行っております。

本制度は集落の維持や活性化に対する取組として非常に有効な手段であると思います。対象地域には国の特別交付税により措置がされることから、集落支援員の積極的な配置を進めているところであります。

議員のおっしゃる旧町内地域においては、これ、非常に難しいんですけど、国勢調査の結果で人口集中地区である、こういうふうにして理由とされて、特別交付税の措置対象にはなっていないと。そのため、旧町内に集落支援員を配置したいと思いはありますが、現在の制度下では配置対象外としております。

いわゆる旧尾鷲町内、矢浜を含み、人口密度が高く、特別交付税の措置対象になっておらず、国からの恩恵措置は受けられず、市の単費で支援員を配置することは現状、厳しいものと思っております。

ただ、せんだっても尾鷲市自治連合会の会合の中で、自治会がどんだんだんだん減少して、やはりそういう集落支援員的なそういう人たちができないのかどうかという御要望もございましたので、今後、どういうふうにして対応していくかということは考えていきたいと思っております。

次に、壇下で質問されるところの避難路の整備については、尾鷲市としては十分、やはり避難路の整備を各地区の地区長、区長と共に整備活動をやっております、そして、それでもって、どうやってその避難路で続いてどう逃げるか、これについて中井議員も非常に大きく参加されております逃げ地図づくり、これについては三木里、三木浦で今実施していると。ほかの地域でも独自でやはり、要するにどうやって避難路から逃げるかという、そういうこともやっておるということを、まず冒頭で、壇上で申し上げたいと思っております。後で御質問はお聞きしたいと思っております。

次に、災害時におけるオンライン診療通信機器整備についてであります。

災害時における医療提供体制を確保することは、非常に重要な課題であると私も認識しております。災害時には医療機関が被災したり、交通網を寸断されたり

することで、患者が物理的に診療を受けることが困難な状況が発生するというところでございます。

こうした状況において、議員御指摘のオンライン診療の活用、これについては、大変申し訳ないんですけど、せっかくの申出であります。発災時において非常に課題があるということで、非常に難しいということをご冒頭で申し上げたいと。

それはなぜかと申しますと、まず、通信の途絶とか、遅延、これが診療自体に大きく影響を及ぼす点が第1点でございます。また、オンライン診療は、あくまで患者と医師が遠隔で情報をやり取りするものです。特に、重篤な症状や救急対応が必要な場合は、対応ができないことが考えられると。

一方で、大規模災害において災害救助法が適用された地域においては、本人の同意を得た上で、オンライン資格確認等のシステムを通じて、薬剤情報とか、あるいは診療情報を閲覧することが可能とする場合があります。実際に能登半島地震の際には、このシステムを活用されて、DMAT等、避難所での医師などによる被災者への医療の継続に役立てられたと。

この際に三重県のほうからもDMAT、能登半島のほうに出動しています。この日については大体2日間ぐらいで行ったという記憶はあるんですけど、これは不確かです。早い時期に一応DMATが行くというような、こういうケースが見受けられております。

今後、災害時の医療体制の強化については、オンライン診療を含む多様な手段の活用など、関係機関と連携しながら必要な対応策について検討をすすめています。オンラインについてもどうあるべきなのかということについても考えていかなきゃならないなと思っております。

最後の質問の災害時のボート避難についてであります。

確かに、梶賀地区の避難用ボートについては整備いたしました。これはボート整備の計画ではなく、梶賀のほうの自主防災会からの要望があり、それを整備したという経緯がございます。今後、ほかの地区からも同様の要望があれば、協議して対応していきたい、このように考えております。

また、港湾管理者や漁協との連携につきましては、県内の多くの漁業者の関係者で、三重県水難救助会、これがあるわけなんです。これが組織されており、県と災害協定を締結し、災害時の緊急輸送体制の確保を図っているということをご申し上げたいと。本市としましては、引き続き県との連携を強化しながら、災害時の輸送手段の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 6番、中井議員。

6番（中井勇氣議員） それでは壇下から、先ほど申し上げました、まず、若者の定着支援についてなんですけれども、人口減少が進む中、尾鷲出身の高校生や大学生の市内就業率、先ほど、高校生の144名のうち5名ということだったと思うんですけど、やっぱり若者の地元定着を評価する上で、これから基礎データを取っていくのは必要だと考えております。施策の効果検証にも資する指標ですので、可能な範囲で継続的に収集いただければと思います。

次に、地域おこし協力隊を含めた地域の担い手確保に関連して、受皿について、受皿づくりについて伺います。

近隣の大紀町錦地区では、特定地域づくり事業協同組合を活用し、季節的な労働力の確保や、安定的な雇用につなげていると伺っております。

また、全国的には、RMO（地域運営組織）や、地方留学、インターン制度などを通じて、若者や関係人口が地域課題に継続的に関わる仕組みが広がっております。

尾鷲市においても、こうした枠組みを導入することで、地域の担い手の確保や、若者の地域定着につなげられるのではないかと考えております。例えば、特定地域づくり事業協同組合やRMOを活用することで、地方留学やインターンなど、短期的に関わる若者も受け入れやすくなり、地域課題の解決や継続的な関わりに発展することができるのではないのでしょうか。

本市は地域おこし協力隊の積極的な受入れを進めている自治体の一つであると認識しておりますが、こうした制度の活用についてどのようにお考えでしょうか。また、導入を検討する際に想定される課題や、それに対する対応策についてもお聞かせください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 特定地域づくり事業協同組合、これは人口が減少する地域において、地域の仕事と組み合わせて年間を通じて仕事を創出し、組合で雇用をします。雇用をした移住者などの職員を事業者に派遣することで、地域の担い手を確保する取組を行っておるわけでございます。

近隣では、大紀町の大紀まちづくり協同組合が漁業関係に、松阪市香肌地域づくり協同組合、これが林業関係への取組を行っているということをお聞きしております。

また、地方留学とか、あるいはインターン制度の活用なども、若い人を中心とした雇用や定着につながる効果があるものと認識しているわけですが、本市におきましては、こうした仕組みを活用することで、若者の雇用促進、あるいは将来的な定着につながるものと考えておりますが、その導入には受入れ主体の体制の整備、あるいは運営費の負担、あるいは若者と仕事の適切なマッチングなど、課題について検討し、クリアしていく必要があると思っております。

そして、よく分からないんですけれども、松阪市と大紀町についてはどれだけの、何人ぐらいがこういうところに応募されているのか。私自身はあまり多くないという認識を持っているんですけれども、そのためのそういう問題をクリアにしていくためには、今後も先行事例というのをもっともっと、やっぱり我々、参考にしながら、関係団体とも協議を重ねて、本市として、どのような形で活用が可能なのか検討してまいりたいと。

一方、先ほども仲議員の御質問にお答えしたんですけれども、本市では漁業関係において、先ほども申しました、質問に答えたんですけれども、定置網の乗組員のIターン者というのがいるわけなんです。そして、九鬼で2名、早田で8名、梶賀で6名、合計16名がおのおの従事しており、議員の御質問の回答にも適しているのではないかとということで、この分についても御報告させていただきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 6番、中井議員。

6番（中井勇氣議員） 確かに、受入れ体制だったり、費用負担の話の課題はあると思います。

また、こういった制度を活用するときには、地域おこし協力隊の場合と同様に、地域としてどのような将来像を描くのか、どのような方向性でいくのかという点が非常に重要になってくると考えております。

そういった上で、市役所側からもこうした制度や仕組みがあるということを地域事業者や団体へ積極的に紹介するのも一つかと思っておりますので、ぜひ今後の検討の中で御参考にしていただければと思います。

次に、市役所内部の体制整備に関する点について伺います。

近年、全国の自治体では、地域の担い手不足や多様化する行政課題に対応するため、行政職員が地域活動や副業を通じてスキルを広げ、地域社会に多面的に関わる仕組みづくりが進められています。

その代表的な例として、岐阜県飛騨市では、市職員の副業を認める制度を全国

に先駆けて導入し、地域活動団体や、NPO、農林業、観光などへの参画を可能としています。

この制度により、職員自身が地域課題の現場に触れることで、行政内の企画力、現場理解が高まる、地域団体の運営や活動に新たな人材が加わり、地域コミュニティの活性につながる、行政と地域の距離が縮まり、協働の土台が太くなるなど、多面的な効果が報告されています。

人口減少が進む中で、地域活動の担い手不足は尾鷲市でも深刻化しており、行政だけでは対応し切れない領域がこれから増えてくるかと思えます。一方で、市職員には多様な経験やスキル、地域をよく知るといふ強みがあり、これを地域側の活動にも生かしていく仕組みがあれば、地域全体の人材循環にもつながるのではないかと考えます。

また、副業や兼業といっても必ずしも金銭報酬を得るものに限らず、地域活動への参画、NPO、ボランティア団体のサポート、農林業の手伝いなど、いわゆる公務外での社会参画の広い範囲を含めることができます。公務外活動支援制度といった柔軟な位置づけでスタートさせることも可能だと考えます。

ただ、一方で、人事制度や服務規程上の制約、公務との時間調整、利益相反、情報漏えいの配慮など、導入に当たって検討すべき点があるのも理解しています。そのため、まずは小規模な試行やモデルケースを設け、実態を踏まえながら、制度化を検討していく方法もあるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

尾鷲市として、市職員の兼業、副業、あるいは地域活動等への参画を制度として認める方向性についてどのようなお考えでしょうか。また、現行の服務規程上の制約や試行的な制度を導入する可能性についても併せて市の見解をお聞かせください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それではお答えしたいと思います。

地方公務員の兼業、これにつきましては、まず、地方公務員法第38条、営利企業への従事等の制限というものが設けられておりまして、その中で、任命権者の許可を受けなければ、従事することができないと。任命権者というのは市長なんですけれども、私、そういうふうになっています。

そして、職員の兼業を許可する際には、公務能率の確保、そして職務の公正の確保、職員の品位の保持、この3点の基本的な原則を満たすことが求められてい

るわけなんです。

そういった中、本市において、尾鷲市職員服務規程等に基づき、任命権者の許可を受けた場合は、職員の兼業を認めるということになっています。

現在、社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが求められている中、総務省からの通知にて、各地方公共団体は、兼業が地域や社会が抱える課題解決に寄与するといった点等を踏まえ、地方公務員法の趣旨の範囲で創意工夫しながら、具体的な許可基準を設定すべきとされており、

今後、本市においても、先ほど議員おっしゃっていますように、地域活力の向上、あるいは職員の成長といった、そういう観点から職員の兼業に対しまして許可基準の検討を含めながら、制度を有効かつ有意義に活用してまいりたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 中井議員。

6番（中井勇氣議員） 先ほどおっしゃっていただいたように、非営利や公益性の高い活動に加えて、地域の宿泊業や飲食業など地域産業の担い手不足が課題となっている分野も、将来的には職員の兼業の対象として検討できる余地があるのではないかと考えております。

自治体ごとに運用や許可範囲が異なることも承知しておりますので、あくまで尾鷲市としてどのような形で制度化できるのか、一度、方向性を検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、中心市街地と周辺市街地の観光窓口の連携について質問させていただきます。

尾鷲市及び周辺地域には観光窓口があると思うんですけども、現状では中心市街地と周辺地区の窓口が十分につながっておらず、情報発信やサービスの広域的な活用が十分でない状況にあるというふうに声を伺っております。また、人手不足により観光案内の体制自体も十分に整っていない地区があると聞いております。

こうした状況は、観光客や二地域居住者にとって利便性が十分でないだけでなく、地域の魅力を十分に伝える機会を損なう可能性があります。

そこで伺います。

尾鷲市として、中心市街地と周辺地区の観光窓口の連携をどのように強化していくお考えでしょうか。また、人手不足や運営体制の課題に対し、市としてどの

ような支援や改善策を検討しているのか、市の考えをお聞かせください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、中心市街地と周辺市街地における観光窓口の連携について、この件でございますけれども、現在のところ、本市の観光案内、これにつきましては、コミュニティーセンターなど周辺市街地からの問合せがあった場合を含めて、本市の商工観光課、あるいは尾鷲観光物産協会の窓口をはじめとして、市のホームページ、あるいはSNS、パンフレットなど様々な媒体を活用しながら、総合的に提供しているのが今の現状でございます。

特にまた、土日祝、全部休みですので、こういうところは、そのときの窓口対応につきましては、尾鷲観光物産協会で行っているというところなんです。観光客が多く来場される公共施設、あるいは市内の観光スポット、民間施設などにおいては、観光パンフレットの配布を常に行っております。

次に、人手不足や運営体制の課題に対する支援・改善策の検討につきましては、周辺市街地における観光案内において具体的にどのような課題が生じているのか聞かせていただく必要がありますので、現時点で検討はしておりません。

以上、中井議員からの回答とさせていただきたいと思っております。

議長（小川公明議員） 中井議員。

6番（中井勇氣議員） 観光窓口となってくると、土日に観光客が増えてくるかとは思いますが、やっぱり一部、どこか、コミセンでもいいと思いますので、各コミセンに基本的な案内ツールを開放して配置する、また、観光物産協会が定期的に巡回して情報更新を補助する、コミセン職員には最低限の情報提供のみを担ってもらおうといった負担の少ないスモールスタートの形であれば、現実に取り組めるのではないかと考えているので、これからもその検討をよろしく願います。

次に、避難路に関する質問に移ります。

要支援者の施設の避難路確保計画の策定状況についてです。

尾鷲市内の社会福祉施設や、学校、医療施設などの要配慮者利用施設に関して、利用者が安全かつ迅速に避難できるように避難経路や誘導方法、防災体制などを定めた計画として避難計画があり、地域防災計画に対象施設を記載しているのも存じております。

この計画は、作成や訓練は対象施設に義務づけされていると思いますが、市としてどのように関わっているのか、お聞かせください。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） それでは説明いたします。

議員おっしゃるとおり、この計画は対象施設に対して国が義務化しております。

市として、計画の作成や訓練の必要性を説明し、計画を促しております。また、策定した計画、訓練結果などを提出していただき、必要に応じて助言などを行っているところであります。

今後、新たな施設ができれば、同様に実施してまいります。

議長（小川公明議員） 中井議員。

6番（中井勇氣議員） 要配慮者利用施設の避難確保計画について、市として、計画作成の支援、受理と内容確認、訓練の助言といった形で関わっていただいていることを理解いたしました。

一方で、要配慮者を支えるこれらの施設は、災害時に自力での避難が難しい方々を多く抱えており、平時の備えの質がそのまま命を守る力になるものと考えております。

計画が形式的な提出で終わってしまうことなく、実際の現場で機能するものとなるよう、引き続き、丁寧な助言とフォローアップのほうをお願いいたします。

次に、地域における避難所の重要箇所の一つである橋梁の長寿命化計画についてお伺いします。

この計画において、修繕等により長寿命化を図る橋梁を選定する際の優先順位のつけ方についてどのように決定されているのか。また、防災上の観点は反映されているのかお聞かせください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、議員のおっしゃるところの尾鷲市橋梁長寿命化修繕計画、これは前からいろいろと一般質問でもお答え申し上げているわけなんですけれども、この計画は地域の特性や路線の重要度、防災上の観点など、これから優先順位を決定しております。

特に防災上の観点では、避難所へ連絡する橋梁、医療機関に連絡する橋梁、緊急輸送路上に架かる橋梁など、それぞれの条件に分類した上で、点検結果を反映し、優先順位を決定すると、こういう形で、今、長寿命化修繕計画を行っているというところでございます。

議長（小川公明議員） 中井議員。

6番（中井勇氣議員） 橋梁の優先順位につきましては、おっしゃっていただいたよ

うに、客観的な基準に基づき、総合的に判断されていることを確認しました。また、避難所の重要性についても、個々の状況を踏まえて一定の考慮をいただいている点についても理解しました。

その上で、現在、野球場整備や津波避難タワーなど大型事業が進む中で、地域から、この橋は避難上、重要であるといった声が寄せられることもあります。こうした住民の認識や現状の実情については、今後の点検や修繕計画を検討される際の参考情報の一つとして柔軟に受け止めていただくよう、これからもよろしくお願いいたします。

次に、老朽化したブロック塀の避難路の解体撤去に関する助成制度について伺います。

地震時の倒壊や避難経路の閉塞など、老朽ブロック塀が地域の安全に与える影響については、全国的にも課題として認識されています。

実際、地震による倒壊事故を受けて、県内外の自治体では通学路の安全確保や、防災対策の一環として、危険なブロック塀の撤去に助成制度を設ける動きが進んでいます。

一方で、尾鷲市では現在、同様の助成制度は設けられておりません。地域住民の方からも、危険と分かっているにもかかわらず高額な撤去費用が負担になって動けないという声を耳にしております。

そこで伺います。

尾鷲市として、老朽化ブロック塀の解体撤去に対する助成制度を設けていない理由について、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） ブロック塀の、これの撤去の話。

まず最初に、平成30年6月、今から7年前なんですけれども、ここに発生した大阪府の北部を震源とする地震が起きました。そこにおいてブロック塀の倒壊により被害が発生したこと、女性がお亡くなりになったというようなこともあって、それを受けまして、本市においても、市が管理する施設に付随するブロック塀、この撤去を早急に実施したところであります。

また、個人が所有するブロック塀についても、特定行政庁である三重県が中心となってパトロールを行っているなど、もう継続的に啓発を行っているところがあり、基準を満たさない危険なブロック塀は減少しているというのが現状でございます。

原則的には、ブロック塀を所有、管理されている方にとっては、地震時に倒壊することがないように引き続き安全確保に努めていただくとともに、新たな補助金の創設については、全体としてのニーズを踏まえ、検討していきたい、このように考えておりますが。

特に私自身も、三木里の防災と観光のまちづくりで、いろんなことをやっていたいておりますけれども。確かに、危険なブロック塀については、学生さんがわざわざ三木里に来て、ブロック塀を取り壊した、そういうことも私自身、じかに拝見しておりますので。

今後の、先ほども申しましたように、そのニーズがどれぐらいあるのかというようなことも踏まえて、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（小川公明議員） 中井議員。

6番（中井勇氣議員） 財政面や私有財産の扱いなど、また、ニーズ、現時点で制度化が難しい面もあるという点は理解しております。

その上で、通学路や避難経路に面したブロック塀は地域の安全に直結する部分ですので、危険性が確認された場合には、これまで以上に所有者への注意喚起や助言を丁寧に行っていただければと思います。

また、国の制度や他自治体の事例が進んだ際には、本市としても改めて導入可能性を検討していただけるようお願いいたします。

次に、災害時のオンライン診療や通信機器の整備についてなんですけれども、関係機関との調整が必要になる難しさは認識しておりますが、医薬品などの物資、通信機器の搬送について、近年ではドローンなどの新しい技術が災害時の物資搬送に活用され始めています。また、本市でも防災訓練において、ドローンを用いた情報収集や被災状況の確認といった実践的な取組が始まっていると伺っております。

こうした点を踏まえますと、道路が使えない状況でも迅速的に医薬品等を届けられる可能性があることから、ドローン活用については一つの補完策として、検討の余地があるのではないかと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小川公明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは御説明いたします。

災害時において孤立する可能性のある地域などへの医療支援につきましては、医師や看護師等で構成された専門的な訓練を受けた医療チーム、いわゆるDMA

Tがまず急性期に被災地に入り、医療支援を行うことになっており、また、薬剤師会等とも連携を図りながら、医薬品等の必要な支援を行うこととなっております。

議員御提案のドローンなどによる医療品等の搬送につきましては、現状のドローンの飛行時間等の機能面や、それに伴う費用面及び運用面における課題があり、現状では本市での導入は困難ではありますが、今後、先進地事例等の情報収集を行った上で、その可能性について調査してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川公明議員） 中井議員。

6番（中井勇氣議員） 法令面や運用面の課題があることを承知しました。国の動向や他自治体の先行事例を踏まえながら、本市でも実際に活用できる形を引き続き検討いただければと思います。

次に、災害時のボート避難、避難用エアテントの整備について伺います。

ボート避難については、御答弁いただいたように、安全面の課題や、責任体制の管理や、三重県の水難救助会などの団体など連携しながら、整備していることは理解しているんですけども、またここからスケールアップしていくとなったときにはその他地区と連携して、可能性の検討を引き続き進めていただきたいと思います。

避難用エアテントについて新しく質問なんですけれども、沿岸部や津波浸水の影響を受けやすい地域を中心に、災害時に既存の避難所が安全に利用できるかどうかの不安の声があることが、これまでの市長懇談会でも複数の地区で寄せられています。特に、高齢者が多い地域や避難所までの移動が困難な集落では、迅速な避難や滞在環境の確保に課題があると考えられます。

こうした中で、避難所の不足や安全性への懸念を補完する手段として、避難用の防災エアテント整備してほしいという要望が出ております。市として、こうした地域の声や安全確保の観点から、避難用エアテントの整備についてどのように検討されているか、再度、お伺いいたします。

議長（小川公明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） それでは御説明いたします。

避難用エアテントの整備についてですが、高台に避難できる施設が不足している地区もあり、整備を行う考えであります。各地区や自主防災会と協議しながら、必要なところに整備を行ってまいりたいと考えています。

議長（小川公明議員） 中井議員。

6 番（中井勇氣議員） ありがとうございます。

地域の声も踏まえ、コストの件とか、立てつけする際に結構大型なものもあつたりするので、そういった面は既存避難所の整備と並行して、地域の声も踏まえ、エアテントのような柔軟な選択肢についても、今後、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上、人口活力の創出と防災力の向上について、二つの柱について質問させていただきました。

人口面では、若者の定着や就業機会の拡大、市職員の兼業・副業制度のような新しい働き方の導入、そして、地域おこし協力隊やRMOなど多様な外部人材との協働が鍵となります。小さな施策を積み重ねることで、尾鷲で働きたい、住み続けたいと思える環境づくりを進めていただきたいと思います。

また、防災面では、地形や地域構造の違いから、集落ごとに課題が異なります。オンライン診療、ボート避難、エアテントなど新しい選択肢も含め、現場の声に応じて柔軟に補完策を検討する……。

議長（小川公明議員） ここで正午の時報のため、少し中断します。

〔休憩 午前 11 時 59 分〕

〔再開 午後 0 時 00 分〕

議長（小川公明議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

中井議員。

6 番（中井勇氣議員） 続きなんですけれども、また、防災面では、地形や地域構造の違いから、集落ごとに課題が異なります。オンライン診療、ボート避難、エアテントなど新しい選択肢も含め、現場の声に応じて柔軟に補強策を検討する姿勢が求められます。

避難路対策や長寿命化計画についても市が持つデータと地域の実感を丁寧にすり合わせながら、実効性のある防災体制づくりを引き続き進めていただくことを要望いたします。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 以上で、本日の一般質問は打ち切り、明日 9 日火曜日午前 10 時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

[散会 午後 0時01分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 中 村 文 子